

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市スカイプラザ浜大津の使用許可の取消し等	
根拠法令名	大津市スカイプラザ浜大津条例（平成10年条例第25号）	（条項）第5条第4項
基準法令名	大津市スカイプラザ浜大津条例 大津市暴力団排除条例（平成23年条例第49号）	（条項）第5条第4項 第8条
所 管 部 署	指定管理者（所管：市民部 文化・青少年課）	

- 【処分基準】
- ・文書の名称【 】
 - ・掲載図書等【 】
 - ・内容 全部記載 一部・項目のみ記載

当該使用が大津市スカイプラザ浜大津条例第5条第4項各号のいずれか又は大津市暴力団排除条例第8条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当することを基準とし、大津市スカイプラザ浜大津条例第5条第4項第3号に規定する「前項各号のいずれか」のうち、同条第3項第3号に規定する「その他プラザの管理上支障があるとき。」とは、大津市スカイプラザ浜大津の管理運営に関する規則第4条各号に規定する事項を遵守せず、又は遵守しない恐れがあると認められるときとする。

【根拠法令・基準法令】

大津市スカイプラザ浜大津条例

第5条

3 次の各号のいずれかに該当するときは、スタジオ等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) スタジオ等の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) その他プラザの管理上支障があると認められるとき。

4 指定管理者は、スタジオ等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

大津市暴力団排除条例

（市の公の施設の使用における措置）

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の

2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

大津市スカイプラザ浜大津の管理運営に関する規則

(入場者の遵守事項)

第4条 プラザの入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) プラザの施設若しくは設備又は展示物等を汚損し、又はき損しないこと。
- (2) 許可を受けないで、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (4) 施設内で喫煙しないこと。
- (5) 他の入場者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 使用した設備、備品等を原状に復し、清掃すること。
- (7) その他係員の指示に従うこと。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。